

<令和2年3月27日現在>

兵庫県

神戸市協調

兵庫県マスコット
はばタン



中小企業融資制度

—新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している皆様へ—
(①③④は5%以上、②は15%以上の売上減少が必要です)

売上減少時の運転資金!

① 新型コロナウイルス対策貸付

(経営円滑化貸付)

利率: 年 **0.70%**(固定)

期間: **10年** (据置 **2年**) 以内

限度額: **2.8億円**

別枠保証を利用!

② 新型コロナウイルス危機対応貸付

(経営円滑化貸付)

融資条件: ①と同じ

その他: 危機関連保証と連動

一般保証やセーフティネット
保証の別枠が利用可能

迅速な審査!

③ 経営活性化資金 (新型コロナウイルス対策)

利率: 金融機関所定利率

期間: **10年** (据置 **1年**) 以内

限度額: **5,000万円**

その他: 取扱金融機関と1年以上の

与信取引等が必要

1週間から10日程度での
融資実行が可能

既往債務の負担軽減!

④ 借換等貸付 (新型コロナウイルス対策)

利率・限度額: ①と同じ

期間: **10年** (据置 **1年**) 以内

その他: 県融資制度やH29.3.31までの

神戸市融資制度の借換により
返済負担の軽減が可能

※取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
また、主な内容を記載しているため、上記以外の要件等がある場合もあります。

詳しくは、ホームページをご覧ください

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html



<問い合わせ先>



取扱金融機関又は兵庫県産業労働部地域金融室へ

電話 078-362-3321(地域金融室)

新型コロナウイルス対策貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける 県内中小企業等を支援します

1 融資対象者

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で、次に該当する方

- ・最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方

令和2年3月16日（月）より、次の方（事業歴1年未満の方等）も対象に追加しています。

- 直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、5%以上減少している者
- 直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して5%以上減少することが見込まれる者
- 直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して5%以上減少することが見込まれる者

なお、上記に関わらず中小企業信用保険法第2条第5条に基づく、セーフティネット保証4号・5号にかかる市町長の認定を受けられた方も融資対象者としています。

2 融資条件

融資限度額	1企業・1組合 2億8,000万円
融資利率	年0.70%（固定利率）
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
資金用途	運転資金・設備資金
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信用保証	原則として保証を付ける
取扱期間	令和2年2月25日（火）申込受付分から 令和2年6月30日（火）融資実行分まで

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

新型コロナウイルス危機対応貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症流行の影響により売上高等が減少し、経営の安定に支障が生じている中小企業者を支援します。

1 融資対象者

県内で同一事業を営む方で中小企業信用保険法第2条第6項の規定により、市町長の認定を受けた方

【認定要件】次の2つを満たすこと。

- (1) 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。
- (2) 最近1か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる。(注)

注：全国統一保証制度である危機関連保証制度を利用する企業を対象としており、国が危機関連保証の認定基準の運用緩和を実施（事業歴3か月以上1年未満の事業者等が対象）しています。そのことを受け、本県でも運用緩和後の基準にて危機関連保証の認定の対象となる方は（2）の要件を満たすこととしています。

2 融資条件

融資限度額	2億8,000万円
融資利率	年0.70%（固定利率）
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
資金用途	経営の安定に必要な運転資金及び設備資金
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信用保証	保証をつける

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

経営活性化資金（新型コロナウイルス対策）のご案内

新型コロナウイルス感染症流行の影響により、売上が減少した中小企業者に対して、担保・第三者保証人不要とし、かつ、融資審査の迅速化と短期間の融資実行により、円滑な資金調達を支援します

1 融資対象者

新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けている中小企業者等で (1) から (3) のすべてに該当する方

- (1) 県内で1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方
- (2) 取扱金融機関と1年以上の与信取引がある方
- (3) 税務署受付印のある直近決算書が提出可能な方（個人事業主は青色申告を行っている方）

2 融資条件

融資限度額	<u>5,000万円</u> かつ、この資金の融資申込額を含めた総保証残高が直近決算書の年商以内
融資利率	金融機関所定金利
融資期間	<u>10年以内（1年以内）</u>
資金使途	<u>運転資金</u>
担保	不要
保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要）
信用保証	<u>保証を付ける（一般保証に加えて、セーフティネット保証も利用可能）</u>
取扱期間	令和2年3月16日（月）申込受付分から 令和2年6月30日（火）融資実行分まで

3 申込先

申込みは、以下の県融資制度「経営活性化資金」の取扱金融機関へ

銀行	三井住友、三菱UFJ、りそな、但馬、池田泉州、関西みらい、四国、阿波、京都、みなと、トマト、徳島大正
信用金庫	神戸、日新、中兵庫、播州、兵庫、西兵庫、姫路、尼崎、但陽、淡路、大阪
信用組合	兵庫県、淡陽、近畿産業

※順不同、令和2年3月12日現在

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321
又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

借換等貸付（新型コロナウイルス対策）のご案内

新型コロナウイルス感染症流行の影響により、売上が減少した中小企業者の既往借入金等の返済負担額を軽減し、資金繰りの改善を支援します（複数資金の一本化を含む）

1 融資対象者

(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ(4)～(5)に該当する方。

- (1) 兵庫県中小企業融資制度の借入残高がある方。
- (2) 平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の借入残高がある方。
- (3) (2)又は(3)の他に、兵庫県信用保証協会保証付融資（神戸市以外の市町融資制度及び金融機関との提携保証を除きます。）の借入残高がある方。なお、その保証付融資は、借換対象資金の借入残高のうち1/2以上が、(2)又は(3)の融資によるものであることが必要です。
- (4) 借換による返済負担の軽減により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済見込みのある方。（適切な事業計画書の提出が必要です）
- (5) 新型コロナウイルス感染症流行により影響を受けている県内の中小企業者等で、最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方。

令和2年3月16日（月）より、次の方（事業歴1年未満の方等）も(5)の対象に追加しています。

- 直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、5%以上減少している者
- 直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して5%以上減少することが見込まれる者
- 直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して5%以上減少することが見込まれる者

なお、上記に関わらず中小企業信用保険法第2条第5条に基づく、セーフティネット保証4号・5号にかかる市町長の認定を受けられた方も対象としています。

2 対象資金

既往借入金の返済資金、融資実行に必要な諸経費

なお、借換資金に加え、当初借入額を上限に追加融資が可能です（月々の返済額を増やさない程度）

- ※ 兵庫県中小企業融資制度のうち、短期資金〔一括返済分〕、立地資金、経営活性化資金及びこうべ季節貸付〔一括返済分〕は対象になりません。
- ※ 神戸市中小企業融資制度のうち、短期資金〔一括返済分〕、産業立地促進資金融資、季節資金〔一括返済分〕及び神戸市CLO借換融資は対象になりません。

3 融資条件

融資限度額	1企業・1組合 2億8,000万円
融資利率	年0.70%
融資期間	10年（うち据置1年）以内
担保・保証人	信用保証協会又は金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要）
信用保証	原則として保証を付ける

4 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ ※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

5 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 078-362-3321
又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

6 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。